

＜お知らせ＞

島根県週休日要領(土木部編・農林水産部編)の改定について ～補正係数による費用計上を廃止します～

国による実態調査の結果、週休2日実施による経費差が見られないことが確認されたこと等を踏まえ、**補正係数による費用計上を廃止します。**

改定のポイント

- ✓ 発注者指定型、受注者希望型ともに、当初積算・設計変更は「補正なし」で行います。
- ✓ 週休2日を達成した工事の工事成績評価における加点はこれまでどおり継続します。
- ✓ 発注者指定型を基本とした週休2日工事の取組を引き続き進めていきます。

工事成績評価（これまでどおり）



工程管理 >

通期4週8休以上で評価



創意工夫 >

完全週休2日（土日）以上で
加点対象

加えて、「1年単位の変形労働時間制」を活用する場合の取扱いを追加します。

対象期間の取扱い（要領に追記）

「1年単位の変形労働時間制」を活用している受注者において、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した週は、週休2日の対象期間に**含みません。**

※本改定は変形労働時間制の活用を推進する趣旨ではありません。

建設業界においては変形労働時間制の活用について、取組みに慎重な会社もあることを踏まえ、

あくまで制度を活用する場合において、週休2日制度が妨げとならないようにすることが目的です。

外部リンク

厚生労働省「建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント」